

お客様各位

令和5年8月吉日

豊田信用金庫

預金規定改定のお知らせ

平素より豊田信用金庫をご利用いただきありがとうございます。
今般、「当座勘定規定」を下記のとおり改定しますのでご案内します。
なお、改定後の規定は改定日以降、当金庫ホームページにて確認いただけます。当金庫ホームページの閲覧が困難な方は、書面にてお渡しいたしますので、窓口までお申出ください。
今後も一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

1. 改定日 令和5年8月23日（水）
2. 改定する預金規定
 - ・当座勘定規定（一般用）
3. 改定概要
 - 15時以降の当座預金への入金が一部可能となることへの対応
少額送金サービス「ことら」取扱い開始により、15時以降においても当座預金への入金
が一部可能となることを踏まえた内容を事前に規定に反映します。
（※当金庫での「ことら」取扱い開始は、令和5年9月1日（金）を予定しています。）
4. 改定内容
 - 別紙のとおり条項を追加します。
5. お問い合わせ先
 - 豊田信用金庫 営業統括部
 - 【電話番号】0565-36-1380
 - 【受付時間】月曜日～金曜日 9:00～17:00（土日祝日、12月31日～1月3日を除く）

以上

当座勘定規定(一般用)新旧対照表

改定前	改定後
<p>9. (支払の範囲)</p> <p>(1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。</p> <p>新設</p> <p><u>(2)</u> 手形、小切手の金額の一部支払はしません。</p>	<p>9. (支払の範囲)</p> <p>同左</p> <p><u>(2) 呈示された手形、小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により支払います。ただし、15時以降に入金された資金であっても、当金庫が認めた場合には支払いに充当することができるものとし、この取扱いによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</u></p> <p><u>(3)</u> 同左</p>

以上